

# 令和2年度 第2回洞爺湖町介護保険運営協議会 議 案

日 時 令和2年 9月29日(火) 午後6時  
場 所 洞爺湖町役場 防災研修ホール

## 会議次第

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 報告事項

- (1) 地域密着型サービス事業所指定の更新について(洞爺湖町内事業所)
- (2) 地域密着型サービス事業所指定の更新について(壮瞥町内事業所)
- (3) 地域密着型サービス事業所指定の更新について(豊浦町内事業所)

## 洞爺湖町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定

### 4 協議事項

- (1) 在宅介護実態調査等の累計結果について
- (2) 第8期洞爺湖町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定の流れについて

### 5 その他

## 報告事項

### 1. 地域密着型サービス事業所の指定更新について

#### (1) 洞爺湖町指定地域密着型サービス事業所について

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を支えるためのもので、平成18年4月に創設されました。原則として、サービス事業所が所在する市町村の住民のみが利用できるサービスで、市町村が指定・指導監督の権限を持ち、国の基準の範囲内で独自の介護報酬・指定基準が設定できます。

この度、下記の事業所について、指定の基準に適合し、適切に運営が行われていることから、同日付けで指定更新を行っておりますので報告いたします。

なお、指定は6年ごとの更新制となっています。

#### (2) 事業所の概要

申請者	有限会社サービス企画 代表取締役 浦田 真弓
事業所の名称	グループホーム なかよしの家
所在地	洞爺湖町栄町51番地1
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
共同生活住居数	1戸
利用者数	9人
事業開始年月日	平成14年8月1日

#### (3) 指定の有効期間

令和2年7月31日～令和8年7月30日

## 2. 地域密着型サービス事業所の指定更新について

### (1) 指定更新の理由について

地域密着型通所介護などの地域密着型事業所は、所在地の市町村が指定し事業運営の指導、監督を行うこととなっており、下記の事業所については所在地の壮警町が事業所指定を行っております。被保険者の利用の際には、壮警町との協議によりサービスを利用されており、洞爺湖町においても事業所指定を行っております。

この度、この事業所について、指定の有効期間が満了となることから更新申請の届出があり、指定の基準に適合し適切に運営が行われていることから、同日付けで指定更新を行っておりますので報告いたします。

なお、指定は6年ごとの更新制となっております。

### (2) 事業所の概要

申請者	社会福祉法人 長日会
事業所の名称	デイサービスセンター ふれあい広場
所在地	壮警町字滝之町287番地8
サービスの種類	地域密着型通所介護
利用定員数	18人

### (3) 指定の有効期間

令和2年4月1日～令和8年3月31日

### 3. 地域密着型サービス事業所の指定更新について

#### (1) 指定更新の理由について

認知症グループホームなどの地域密着型事業所は、所在地の市町村が指定し事業運営の指導、監督を行うこととなっており、下記の事業所については所在地の豊浦町が事業所指定を行っております。この施設には現在洞爺湖町の被保険者2名が豊浦町との協議により施設を利用されており、洞爺湖町においても事業所指定を行っております。

この度、この事業所について、指定の有効期間が満了となることから更新申請の届出があり、指定の基準に適合し適切に運営が行われていることから、同日付けで指定更新を行っておりますので報告いたします。

なお、指定は6年ごとの更新制となっております。

#### (2) 事業所の概要

申請者	社会福祉法人 幸清会
事業所の名称	グループホーム幸豊ハイツ・ほのぼの
所在地	豊浦町字大岸151番地18
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
共同生活住居数	1戸
利用者数	9人
事業開始年月日	平成9年8月1日

#### (3) 指定の有効期間

令和2年11月14日～令和8年11月13日